

福岡県公報

平成19年10月31日
第2745号

目次

告示(第2029号 - 第2044号)

救急病院でなくなった病院	(医療指導課) 1
公共測量の実施	(土木管理課) 1
公共測量の実施	(土木管理課) 2
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の一部改正	(消防防災安全課) 2
情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課) 2
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) 2
道路の供用の開始	(道路維持課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
公 告		
争議行為の通知	(労働政策課) 6
貸金業者の業務の停止	(経営金融課) 6

一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 7
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(地方課) 9
政治団体の届出事項の異動届	(地方課)10
政治団体の解散届	(地方課)12
資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課)12
資金管理団体の指定取消届	(地方課)13
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)14
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)14
正 誤		
都市計画事業の認可(平成19年7月福岡県告示第1291号)中正誤	15

告 示

福岡県告示第2029号

次に掲げる病院は、平成19年10月31日付けで、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人みなみ粕屋南病院	糟屋郡宇美町大字宇美10-87

福岡県告示第2030号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路区域確定）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区北部	平成19年10月22日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第2031号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（高津尾20号線ほか道路地形測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字高津尾地内	平成19年9月26日から 平成19年11月30日まで

福岡県告示第2032号

武力攻撃事態等における国民の保護のため措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（平成17年5月福岡県告示第1067号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

「西鉄バス両筑株式会社」及び「九州産業運輸株式会社」を削る。

福岡県告示第2033号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第3条第1項及び第3項、第11条第1項、第19条第1項、第19条の2、第25条第4項並びに第64条の4第2項	平成19年11月1日	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引業の免許換、宅地建物取引業の更新免許、廃業等の届出、主任者の登録申請、主任者の登録移転申請、営業保証金供託済の届出及び宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告等
宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）	第4条の2第1項及び第4条の3第1項	平成19年11月1日	免許証の書換交付申請及び免許証の再交付申請

福岡県告示第2034号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称

筑前町

2 事業の種類

筑前町ファーマーズマーケット（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県朝倉郡筑前町三並字大園及び畑嶋字山ノ口地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である筑前町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成19年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、筑前町が筑前町三並字大園及び畑嶋山ノ口地内において、主要地方道筑紫野・三輪線沿線の地域活性化、資源を活かした個性ある地域づくりを目的として、農村レストラン、特産加工施設、農産物直売所、果樹園を併設した施設を建設するものである。平成16年8月に策定された「三輪町・夜須町新町建設計画」において、『2町のこれまでのまちづくりの成果や地域資源、地域特性を活かして、個性のある「オンリーワン」の新町をつくる事業』として「オンリーワン事業」が提唱され、当該事業の一つとして本件事業が位置づけられている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、地域の活性化、個性ある地域づくりを推進することはもとより、都市と農村との交流を促進し、農村の振興を図ることができ、また、「地産地消」の活動拠点として農産物の安全性をアピールするとともに、地元の農産物の消費拡大を図り、さらには、新たな雇用機会の

創出等によって農業所得の向上及び農業後継者の確保に繋がるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、当該計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、造成工事の必要性、事業費の面等から5案について検討を行ったうえで、立地条件が良く、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「三輪町・夜須町新町建設計画」において「オンリーワン事業」の一つとして位置づけられることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、筑前町から申請のあった筑前町ファーマーズマーケット（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

筑前町役場（企画政策課）

福岡県告示第2035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	吉富線 本耶馬溪	築上郡上毛町大字上唐原1623番先から 同郡同町大字上唐原1665番2先まで
豊前	豊津線 椎田	築上郡築城町大字船迫929番1先から 同郡同町大字船迫926番先まで
豊前	小山田線 東八田	築上郡築上町大字小山田142番1先から 同郡同町大字小山田145番2先まで

福岡県告示第2036号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 モンテッソーリ教育研究会 マリアの園保育園

(2) 代表者の氏名

山内 享子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市京町244番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児や乳幼児を持つ保護者に対して、保育や子育て支援に関する事業を行うことで、入所した子どもたちの心身の健全な発達と地域社会の子育て支援に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2037号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡菟田町大字尾倉字杉本3410 - 1 から3410 - 4 まで及び3410 - 6 から3410 - 11 まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下到津4丁目9番2号

東宝ホーム株式会社 代表取締役 渡部 通

福岡県告示第2038号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡菟田町大字与原字当场新地2006 - 1 及び2006 - 13から2006 - 17まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡県宮若市小伏1733番地1

大成運輸株式会社 代表取締役 浦尾 吉樹

福岡県告示第2039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	中 間 巻 線	前	中間市岩瀬西町1442番5先 から 遠賀郡水巻町頃末北1丁目 1135番8先まで	8.0 ～ 68.0	2,672.2
			前	中間市岩瀬西町1442番4先 から 遠賀郡水巻町頃末北4丁目 1237番12先まで	11.0 ～ 192.0	2,245.7
			後	中間市岩瀬西町1442番5先 から 遠賀郡水巻町頃末北1丁目 1135番8先まで	8.0 ～ 60.0	2,672.2
			後	中間市岩瀬西町1442番4先 から 遠賀郡水巻町頃末北4丁目 1237番12先まで	11.0 ～ 42.5	2,245.7

福岡県告示第2040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中 間 巻 線	遠賀郡水巻町頃末南1丁目723番5先から 同郡同町頃末北4丁目1234番25先まで

福岡県告示第2041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	福 岡 直 方 線	宮若市長井鶴809番16先から 同市四郎丸71番10先まで

福岡県告示第2042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	芹 田 石 丸 線	前	宮若市下有木336番1先から 同市下有木342番1先まで	6.5 ~ 10.2	114.5
			後	同上	9.3 ~ 15.4	114.5

福岡県告示第2043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	朝 日 田 線	前	うきは市浮羽町新川3980番6先から 同市浮羽町新川3964番3先まで	8.0 ~ 15.0	116.6
			後	同上	9.0 ~ 15.4	116.6
朝 倉	県 道	久 光 西 小 田 線	前	朝倉郡筑前町高上281番1先から 同郡同町上高場601番1先まで	8.0 ~ 15.5	970.0
			後	同上	12.0 ~ 23.5	970.0

福岡県告示第2044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	朝 日 田 線	うきは市浮羽町新川3980番6先から 同市浮羽町新川3964番3先まで
朝 倉	211号	朝倉郡東峰村大字福井735番5先から 同郡同村大字福井561番1先まで
朝 倉	殖 木 入 地 線 甘 木	朝倉市石成966番3先から 同市石成978番先まで

公 告

公告

自治労連北九州市病院局パート・嘱託職員労働組合から、春闘要求等に関して、平成19年11月16日午前零時以降、その組合員の従事する次の職場（北九州市立門司病院、北九州市立医療センター、北九州市立八幡病院、北九州市立若松病院）の全部において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 商号
有限会社かねまん
- 2 代表者の氏名
朴 誠一（新井 誠一）
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市中央区天神3丁目1-13 浦島ビル502号
- 4 登録番号
福岡県知事(2)第08082号
- 5 登録年月日
平成18年9月16日
- 6 行政処分の年月日
平成19年10月16日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止60日間（平成19年10月17日から平成19年12月15日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量
供述調書（甲）外印刷 計69点
 - (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限

平成19年12月20日（木）

- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成19年11月9日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	A A、A、B
03	02	活版印刷	
03	04	製本	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

- イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成19年10月31日（水）から平成19年11月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成19年10月31日（水）から平成19年11月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成19年11月13日（火）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部地下1階入札室
- (2) 日時
平成19年11月14日（水）午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

受付期間 平成19年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
入江てつや後援会	入江哲也	田中康男	八女郡立花町大字白木3127-3番地	平成19年8月22日
岩本せつお後援会	岩本節夫	小野一博	八女郡立花町大字上辺春4386	平成19年8月13日

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年10月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

大池ひろまさ後援会	大池啓勝	大池基晴	行橋市大字金屋669 - 2	平成19年8月21日
木村こうじ後援会	太田義博	平川正和	田川郡福智町市場773番地2	平成19年8月9日
古賀正巳後援会	久保山清	柳繁彰	三井郡大刀洗町下高橋3847 - 2	平成19年8月6日
さわた保夫後援会	澤田保夫	斉藤博	行橋市大字長井147 - 3	平成19年8月15日
しかだ正文後援会	鹿田幸子	鹿田幸子	八女郡広川町大字吉常290	平成19年8月16日
辻忠之助後援会	中村元行	辻学	三井郡大刀洗町大字春日69 - 2	平成19年8月27日
長野正明後援会	入口俊	重松徳良	三井郡大刀洗町大字三川464 - 1	平成19年8月30日
平戸まさふみ後援会	小柳茂成	戸町繁	三井郡大刀洗町大字甲条1005 - 1	平成19年8月21日

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成19年10月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県看護連盟支部	主たる事務所の所在地	福岡市東区馬出4丁目10-1 ナースプラザ福岡2階	福岡市中央区赤坂1丁目14番5号(財)福岡県看護等研修センター内	平成19年8月23日	平成19年8月23日
自由民主党福岡県久留米市第三支部	主たる事務所の所在地	久留米市城南町12番26 セイコーコーポ4F	久留米市野中町559	平成19年8月8日	平成19年8月8日
民主党福岡県第9総支部	会計責任者	富田徳二	泊正明	平成19年8月15日	平成19年8月17日

(3団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
朝 部 壽 後 援 会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町伊方2439	田川郡方城町大字伊方2439	平成18年3月6日	平成19年8月7日
有 本 し げ た か 後 援 会	主たる事務所の所在地	築上郡築上町大字築城862番地1	築上郡築上町東築城249	平成19年6月1日	平成19年8月30日
城 戸 武 光 後 援 会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区白山2丁目10番7-202号	北九州市若松区北湊町9-23	平成19年8月28日	平成19年8月30日
宏 志 会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府3-2-3 緒方ビル203号	福岡市城南区片江4-13-20-301号	平成19年8月23日	平成19年8月23日
十 中 大 雅 後 援 会	主たる事務所の所在地	久留米市城南町12番26	久留米市野中町559	平成19年8月1日	平成19年8月1日
	代 表 者	田 中 大 雅	十 中 大 雅		
新九州電力労働組合政治活動委員会福岡支部	会 計 責 任 者	石 堂 高 大	田 中 隆 仁	平成19年8月3日	平成19年8月8日
新九州電力労働組合政治活動委員会本店支部	会 計 責 任 者	豊 福 利 治	岡 崎 孝 徳	平成19年8月3日	平成19年8月8日
新 政 21 の 会	主たる事務所の所在地	築上郡築上町大字椎田905番地の1	築上郡椎田町大字椎田905番地の1	平成18年1月10日	平成19年8月9日
砂 山 惣 吉 後 援 会	主たる事務所の所在地	久留米市三潆町田川1978-1	久留米市三潆町早津崎1019-2	平成19年5月1日	平成19年8月9日
中 野 孝 治 後 援 会	代 表 者	中 野 昭 子	中 野 孝 治	平成18年7月24日	平成19年8月9日
ひ ま わ り ク ラ ブ	団 体 名 称	ひ ま わ り ク ラ ブ	北 橋 健 治 を 育 て る 会	平成19年8月7日	平成19年8月9日
明 北 会	団 体 名 称	明 北 会	ひ ま わ り ク ラ ブ	平成19年8月17日	平成19年8月21日
よ し い 一 成 後 援 会	代 表 者	岩 崎 正 勝	田 辺 住 登	平成19年7月20日	平成19年8月31日
	主たる事務所の所在地	北九州市若松区浜町2-12-16	北九州市若松区小糸町7-21		

有本重隆	築上町長	有本しげたか後援会	主たる事務所の所在地	築上郡築上町大字築城862番地1	築上郡築上町東築城249	平成19年6月1日	平成19年8月30日
北橋健治	北九州市長	ひまわりクラブ	団体名称	ひまわりクラブ	北橋健治を育てる会	平成19年8月7日	平成19年8月9日
北橋健治	北九州市長	明北会	団体名称	明北会	ひまわりクラブ	平成19年8月17日	平成19年8月21日
城戸武光	北九州市議会議員	城戸武光後援会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区白山2丁目10番7-202号	北九州市若松区北湊町9-23	平成19年8月28日	平成19年8月30日
田中大雅	福岡県議会議員	十中大雅後援会	主たる事務所の所在地	久留米市城南町12番26	久留米市野中町559	平成19年8月1日	平成19年8月1日
			代表者	田中大雅	十中大雅		
			公職の種類	福岡県議会議員	久留米市議会議員	平成19年4月30日	

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第147号

平成19年10月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成19年8月1日～8月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
青柳隆久	福岡市議会議員	青柳会	青柳隆久	平成19年8月1日	平成19年8月22日
石塚健一	みやま市議会議員	いしづか健一後援会	石塚健一	平成19年7月31日	平成19年8月2日
井手一夫	八女市議会議員	井手一夫後援会	井手一夫	平成19年7月31日	平成19年8月8日
糸井清	久留米市議会議員	糸井清後援会	糸井清	平成19年8月21日	平成19年8月21日

木庭健吾	みやま市議会議員	木庭健吾後援会	木庭健吾	平成19年8月1日	平成19年8月3日
能登原一	金田町議会議員	能登原一後援会	能登原一	平成19年4月30日	平成19年8月15日
船越真一	大野城市議会議員	ふなこし真一後援会	船越真一	平成19年7月31日	平成19年8月28日
松山讓	福岡県議会議員	政治経済研究所松友会	松山讓	平成19年7月31日	平成19年8月9日
吉浦公生	福岡市議会議員	公生会	吉浦公生	平成19年8月3日	平成19年8月27日

(9団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第386号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年10月31日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年11月21日（水） 13：30～16：30	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署
平成19年11月22日（木） 13：30～16：30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成19年11月26日（月） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成19年11月28日（水） 13：30～16：30	北九州市小倉北区城内5番1号 小倉北警察署 武道場	小倉北警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けたもの限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第387号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に

より告示する。

平成19年10月31日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成19年11月27日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・7・2	2697	告示	1291	1			後ろから8		道路事業	公園事業

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています